

## 神戸市心身障害児通園費支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市が平成24年4月1日施行前の旧児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に定める知的障害児通園施設、同法第43条の2に定める盲ろうあ児施設（通園施設に限る。）及び同法第43条の3に定める肢体不自由児施設（通園施設に限る。）（以下「施設」という。）に通園する児童及びその付添者に対し通園に係る費用を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 支給の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ居住する者で、前条に規定する施設に通園する児童（以下「通園児」という。）及びその付添者とする。

### (通園費支給額)

第3条 この要綱による通園費支給月額、次の各号に定める額とする。ただし、支給の対象となる月における、通園児の出席日数が10日に満たないときは、当該月については支給しないものとする。

- (1) 18歳（毎年4月2日の時点の年齢とする。以下同じ。）未満の通園児については、次条に定める支給基本額とする。ただし、その額は、月額7500円を超えないものとする。
- (2) 付添者については、次条に定める支給基本額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額は、月額7500円を超えないものとする。
- (3) 自家用車を利用する付添者については、前号の定めにかかわらず、月額3200円とする。ただし、往路または復路のいずれかについてのみ自家用車を利用する場合は、月額1600円とする。

### (支給基本額の算定)

第4条 通園バスを運行する施設に通園する者については、住所地から最寄の通園バス乗降地に至る経路、通園バスを運行しない施設に通園する者については、住所地から当該施設に至る経路のうち、それぞれ運賃、時間、距離等の事情に照らして、最も経済的合理的で、かつ、安全と認められる公共の交通機関（タクシーを除く。以下同じ。）を利用するものとして、その利用区間にかかる1月定期乗車券の価格を支給基本額とする。ただし、通園児又は付添者が、何らかの優遇措置により全部又は一部の割引を受けられる場合は、その受けられる額を控除した後の額とする。

### (受給の申請)

第5条 通園児の保護者（以下「保護者」という。）及び付添者は、毎年度5月末日までに神戸市中心身障害児通園費受給申請書兼変更申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、当該施設の施設長を経由して、通園費の受給を市長に申請しなければならない。

- 2 保護者又は付添者は、通園児が第1条に規定する施設に年度の途中に入所したとき、又は住居、通園経路若しくは通園方法を変更し、若しくは通園のため負担する費用に変更があったときは、それぞれの事由が生じた日から1か月以内に、申請書により申請又は変更の申請をしなければならない。ただし、公共の交通機関の乗車券の価格に変更があったときは、変更の申請を要しない。

(支給の決定)

第6条 施設長は、前条の申請又は変更の申請があったときは、記載事項の真偽等を確認のうえ、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、申請書を審査のうえ、通園費の支給の可否及び支給額を決定し、神戸市心身障害児通園費支給決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により保護者又は付添者に、神戸市心身障害児通園費支給対象者通知書(様式第3号。)により施設長にそれぞれ通知するものとする。

(支給の方法等)

第7条 保護者は、通園児又は付添者の通園費を決定通知書に基づき、神戸市心身障害児通園費請求書兼出席状況証明書(様式第4号。以下「請求書」という。)により、当該施設の施設長を経由して、市長に請求するものとする。この場合において、付添者は、通園児の請求及び受領に関する権限を保護者に委任するものとする。

- 2 施設長は保護者から請求書の提出があったときは、通園児の出席日数を証明し、神戸市心身障害児通園費請求書送付票(様式第5号)を添付して、市長に提出するものとする。
- 3 市長は第1項の請求書に基づき、4ヵ月分ごとに通園費を保護者に支給するものとする。
- 4 支給の対象となる月は、通園児が月の初日に第1条に規定する施設に在籍する月とする。
- 5 第5条第2項に定める変更が、変更のあった日の属する月の2日以降に生じた場合には、その月の支給額は、従前の額によるものとする。

(調査報告)

第8条 市長は、施設長に対して、通園費の執行状況等について、必要な書類、帳票等を調査し、報告を求めることができる。

(返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により通園費の支給を受けた者に対して、その全部又は一部の返還を求めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 昭和49年度については、第5条第1項の規定中「5月末日まで」とあるのは「6月末日まで」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 51 年 8 月 16 日から施行し、改正後の神戸市心身障害児（者）通園費支給要綱の規定は、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 51 年度については、改正後の第 5 条第 1 項の規定中「5 月末日まで」とあるのは、「8 月末日まで」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「精神薄弱児通園施設」の次に「、同法第 43 条に定めるろうあ児施設（ただし、通園施設に限る。）」を加える改正規定及び「神戸市身体障害者福祉施設条例（昭和 44 年 10 月条例第 49 号）第 2 条に定める神戸市立ろう幼児言語訓練所に通園する幼児の付添者」を、「社会福祉事業法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に定める授産施設に通所する心身障害者及びその付添者」に改める改正規定は、神戸市心身障害者福祉センター条例（昭和 52 年 4 月条例第 38 号）施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 9 月 1 日から施行し、改正後の神戸市心身障害児（者）通園費支給要綱の規定は、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

この要綱の改正に伴う経過措置については、神戸市心身障害児（者）通園費支給事務処理要領による。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

(適用関係)

改正後の要綱は、平成 23 年 4 月 1 日以降の通園に係る費用の支給について適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(適用関係)

改正後の要綱は、平成 25 年 4 月 1 日以降の通園に係る費用の支給について適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。